

令和 8 年（行サ）第 80 号 人口比例選挙請求上告事件

上 告 人 鶴本 圭子 外 116 名

被上告人 東京都選挙管理委員会 外 10 名

令和 8 年 7 月 30 日

上告理由書（1）

【ある過疎地の有権者個人（例えば、A 氏）と他の過疎地の有権者個人（例えば、B 氏）の間で投票価値較差・2 倍（1 対 0.5）を伴う本件選挙区割規定の立法は、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有する」とはいえない等】

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 升 永 英 俊

同 弁護士 久 保 利 英 明

同 弁護士 伊 藤 真

同 弁護士 黒 田 健 二

同 弁護士 江 口 雄 一 郎

同 弁護士 森 川 幸

同 弁護士 山 中 眞 人

同 弁護士 平 井 孝 典

同 弁護士 多 田 幸 生

目次

第 1 部 (本書 1～30 頁)	1
【ある過疎地の有権者個人 (A 氏) と他の過疎地の有権者個人 (B 氏) の間で投票価値較差 2 倍 (1 対 0.5) を伴う本件選挙区割規定の立法は、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有する」とはいえない】 (本書 1～30 頁)	1
I 【過疎地同士の有権者個人・個人との間の投票価値の較差・1 票対 0.5 票 (又は 2 倍) (但し、概数。以下同じ) を伴う本件選挙区割規定の立法は、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有する」(令和 5 (2023) 年最高裁大法廷判決 (衆) 参照) とはいえないので、当該選挙区割りの立法は、違憲である】 (本書 1～18 頁)	1
1	1
2	1
3	1
4	2
5 人口比例選挙は、努力の結果、実現する (諸外国)	4
(1) 行政の長を選ぶ選挙	4
(2) フランス、カナダ	4
(3) ドイツ、英国	7
(4) 憲法の投票価値の平等の要請に応える合理的努力の有無	8
ア	8
イ	9
ウ 米国連邦最高裁判所における合理性の審査基準	11
6 国は、人口の均一化を達成するための合理的な努力を怠った一福岡県内の選挙区は、少なくとも 1 票較差・最大 1.382 倍の選挙区割りが可能であった一 (本書 14～18 頁)	14
II 【国会の裁量権については、憲法 47 条の 解釈基準 たる前文第 1 項第 2 文 (信託) の末尾 (「その (=国政の 引用者注) 福利は国民がこれを享受する。」) に基づいて 解釈・判断されるべきである 。 過疎地同士の有権者個人・個人間での投票価値の較差・2 倍 (1 票対 0.5 票) は、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有する」とはいえず、憲法 47 条に違反する】 (本書 19～20 頁)	19
III 【歴史的な 6 高裁判決】 (本書 20～21 頁)	20
IV 【「三段階の判断枠組み」が由来する「司法権と立法権との関係」の前提 (=現状の憲法秩序が維持継続するという前提) が崩壊した】 (本書 21～24 頁)	21

V 【裁判官は、憲法を守るゴールキーパー】	24
（憲法 99 条（裁判官の憲法尊重擁護義務））（本書 24～26 頁）	24
VI 【民主主義は人口比例選挙（1 人 1 票選挙）／5 主要民主主義国（米、 独、仏、英、韓）は人口比例選挙又は概ね人口比例選挙で行政権の長を選 んでいる。日本の 非 人口比例選挙は、 異質 である。】（本書 26～30 頁）	26
1 行政権の長（首相、大統領）を決定する選挙.....	26
2 日本の国民一人当たり「平均賃金」	27
3 全世界の GDP 中の日本のシェア	28
4 人口比例／概ね人口比例の国政選挙の国で、主権者（国民）の投票数の 49% の得票者が大統領に当選しなかった 5 か国とドイツと日本（本書 28～30 頁）	28
第 2 部 （本書 31～33 頁）	31
【アダムズ方式は、各都道府県間の人口較差 1.679 倍（令和 2 年大規模国勢調 査時人口基準）を示すにすぎない等）]	31
（別表 1）	34

上告人らは、下記**第 1 部～第 2 部**のとおり、主張する。

第 1 部 (本書 1～30 頁)

【ある過疎地の有権者個人（A 氏）と他の過疎地の有権者個人（B 氏）の間で投票価値較差 2 倍（1 対 0.5）を伴う本件選挙区割規定の立法は、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有する」とはいえない】 (本書 1～30 頁)

【過疎地同士の有権者個人・個人との間の投票価値の較差・1 票対 0.5 票（又は 2 倍）（但し、概数。以下同じ）を伴う本件選挙区割規定の立法は、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有する」（令和 5（2023）年最高裁大法廷判決（衆）参照）とはいえないので、当該選挙区割りの立法は、**違憲**である】 (本書 1～18 頁)

1 過疎地域は、全都道府県に存在する（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 2 条、41 条 甲 18、19 参照）。

2 本件選挙（2026 年衆院選（小選挙区））の選挙区割りは、鳥取 1 区内の過疎地の有権者個人一人（例えば、A 氏。以下同じ）と福岡 5 区内の過疎地（東峰村〈人口 1899 人〉）の有権者個人一人（例えば、B 氏。以下同じ）の間で、投票価値の較差・2 倍（1 票対 0.5 票）である（原審訴状 別紙 1、別表 1）。

3 令和 5（2023）年大法廷判決（衆）は、
「選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることにな（る）」（強調 引用者）
と判示する（民集 77 卷 1 号 20 頁）。

4(1) 2009年以降、上告人らは、人口比例選挙請求訴訟で、一貫して、議員1人当たりの有権者数が最小の小選挙区（2026年衆院選〈小選挙区〉）でいえば、鳥取1区〈但し、22万人〉の[●]全有権者の投票価値と最大の小選挙区（北海道3区〈但し、46万人〉）の[●]全有権者の投票価値の間に生じた較差・2倍（1票対0.5票）の合憲性を争ってきた。

即ち、争点は、ある[●]集団の[●]全有権者（22万人）の投票価値と他の[●]集団の[●]全有権者（46万人）の投票価値との間の較差2倍であった。

しかし、この上告人らの争点の立て方は、

壮大な誤りであった。

(2) 裁判は、基本として、裁判官が、違法に権利侵害又は違法に権利制限された原告一人の主張・立証が立つか否かを判断し、当該原告を司法救済する手続きである。裁判官は、被害者が一人であつても、違法に権利侵害された被害者一人又は違法に権利制限された被害者一人を見逃すことなく司法救済し、当該被害者一人を放置しない。

これが **裁判の原点**

である。

この**裁判の原点**は、本件裁判でも貫徹されるべきである。

(3) **ア** 有権者個人一人と有権者個人一人との間で投票価値の較差が無い選挙制度として、現行の衆院選（比例代表）および参院選（比例代表）の人口比例の選挙制度がある。

イ ドイツ連邦議会議員選挙（全 630 議席〈但し、全 299 小選挙区選出の 299 人の議席を含む〉）では、

- ① 選挙人は、第 2 票で政党に投票し、全 630 議席は、総投票数を政党の得票数で按分して得た比率に応じて、各政党に配分される（完全人口比例選挙）。
- ② 選挙人は、第 1 票で、各 299 小選挙区について、所属政党を記述する候補者等に投票し、第 2 票で配分された各政党の獲得議席の範囲内で、最多票を獲得した候補者が、当選して、議員となる。
- ③ 2023 年法改正により、各小選挙区の人口較差は平均人口の±10%以内とされ、±15%を超えると見直さなければならない（上告理由書 (3) 第 3 部第 3、2 (2) (ア) ②48 頁、甲 64、甲 100 参照。

ウ 英国下院議員選挙（全 650 小選挙区）は、各選挙区の有権者数は平均有権者数±5%以下とする厳格な基準に従い、概ね人口比例選挙である（但し、島嶼部の 5 選挙区は例外とされ、例外が適用された選挙区の有権者総数は、全有権者数の 0.46%）（上告理由書 (3) 第 3 部第 3、2 (2) (ア) ② 47～48 頁、甲 56 参照。

(4) 上記 (3) ア～ウ 記載の現在実行されている人口比例又は概ね人口比

例の選挙制度があるにも拘わらず、本件選挙区割規定は、

結果として、鳥取 1 区の過疎地の有権者個人（A 氏）と福岡 5 区の過疎地の

有権者個人（B 氏）の間で 1 対 0.5 の格差を生じさせ、B 氏の主権を違法

に制限する（即ち、清き 0.5 票）ので、裁判官は、上記 3 記載（本書 1 頁）

の令和 5 年大法院判決（衆）の判示に従って、『「国会に与えられてた裁量権

の行使として合理性を有する」とはいえず違憲である』旨判断すべきであ

る。

5 人口比例選挙は、努力の結果、実現する（諸外国）

(1) **行政の長を選ぶ選挙**において、国際標準は人口比例選挙又は概ね人口比例選挙である。日本の格差 2 倍又は 3 倍の**非**人口比例選挙は、**きわめて異質**であり、世界標準の方法から逸脱している（**上告理由書 (3) 第 3 部第 3、1 45～46 頁 参照**）。

(2) フランス、カナダ

国は、答弁書¹ 22 頁 14～15 行で、アダムズ方式につき、**「アダムズ方式は、除数方式という人口比例に基づく配分方式の一つであって、フランス等の諸外国でも採用されている配分方式である。」**（下線 引用者）と述べ、**その採用の合理性を主張する。しかしながら、かかる主張は失当である。以下、その理由を述べる。**

[フランスについて]

フランスは大統領制である。行政の長（大統領）を選ぶ選挙は、完全 1 人 1 票の大統領選挙（2 回投票方式。2 回目は上位 2 候補者間の決戦投票）で行われる。大統領は国家の主要方針の策定や外交・安全保障を担い、内閣任命権、国民議会（下院）の解散権を持つ。

アダムズ方式は、フランス国民議会（下院）（小選挙区 2 回投票制）で採用されている。

同議会は、全 577 小選挙区（①フランス国内本土選挙区：539 議席、②海外領土選挙区：27 議席（カリブ海やインド洋上の島などの海外県選挙区・19 議席、海外準県・特別共同体（ニューカレドニア）・8 議席）、③在外フランス人選挙区：11 議席）で構成され、海外領土を含み、**（海外領土を含まずかつ人種の多様性がない）**日本の都道府県小選挙区の構成とは**全く異なる**。

従って、**比較の対象として妥当しない。**

¹ 東京高裁令和 8 年（行ケ）第 3 号事件

更に、上記指摘を措くとして、付言すれば、県内の選挙区間では、各選挙区の人口は県の選挙区平均人口から 20%以上乖離してはならない（中川淳司元東京大学教授「諸外国における選挙区割りの見直し」有斐閣 Online（2024 年 2 月 13 日）甲 56）と定められている（2009 年 1 月 13 日法）。

[カナダについて]

また、国は、原審口頭弁論において、アダムズ方式を採用する国として、カナダを挙げた。

日本は単一国家であるところ、**カナダは 10 の州及びカナダ北極諸島を含む 3 の準州によって構成される連邦制**である。ケベック州では公用語はフランス語のみと定められる²など、各州は強い自治権を持つ。デンマークのグリーンランドと国境を接する北極諸島を含むヌナブト準州の人種構成は 85%が先住民による³。

1995 年にはケベック州にて同州のカナダからの離脱の是非を問うレファレンダムが行われ、離脱反対派が 50.6%、離脱賛成派が 49.4%と**わずか 1.2%の僅差**で離脱反対派が勝利した（甲 139）⁴。

また、2026 年 5 月 21 日、カナダ・アルバータ州のダニエル・スミス州首相は、カナダからの分離独立問題に関する住民投票を 10 月に実施すると発表した（甲 140）⁵。この住民投票は法的拘束力はないが、「将来的に独立に関する法的拘束力のある住民投票を実施するために憲法上必要とされる法的手続きを、州

² （ウィキペディア）カナダ「言語」
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AB%E3%83%8A%E3%83%80>

³ （ウィキペディア）「ヌナブト準州」
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%8C%E3%83%8A%E3%83%96%E3%83%88%E6%BA%96%E5%B7%9E>

⁴ （ウィキペディア）「1995 年ケベック独立住民投票」（甲 139）
<https://ja.wikipedia.org/wiki/1995%E5%B9%B4%E3%82%B1%E3%83%99%E3%83%83%E3%82%AF%E7%8B%AC%E7%AB%8B%E4%BD%8F%E6%B0%91%E6%8A%95%E7%A5%A8>

⁵ ロイター記事（甲 140）
<https://jp.reuters.com/world/environment/BRVORMCINVLNJJWDK7QZZVSQ6M-2026-05-22/>

政府が開始すべきかどうかを住民に問うものになるという。」

このように、**カナダ連邦における各州の位置づけも、日本の都道府県とは全く異なる**。従って、カナダ連邦議会の各州・各準州への定数配分がアダムズ方式に**似たもの⁶**を採用していることが、日本が各都道府県に同方式で定数配分することの合理性の根拠とは一切ならない。

更に、上記指摘を措くとして、付言すれば、アダムズ方式による総議員定数の各州・準州への定数配分**後の選挙区割り作成基準**は、1964 年から各州の**独立の選挙区画定委員会**が担当し、「①選挙区人口は合理的に可能な限り各州の議員 1 人あたり人口（選挙基数）に近づける、②区割りに際して、…（略）…**例外的な状況を除き、選挙区人口は選挙基数の上下 25% の範囲に収まるようにするあらゆる努力をするものとする**」（強調 引用者）（川人『日本の選挙制度と 1 票の較差』（東京大学出版）2024）45 頁 甲 57 の 2）と定められている。

本件選挙においては、各選挙区間の人口の均一を実現するための「選挙区人口は**選挙基数の上下 25%**の範囲に収まるようにする**あらゆる努力**」を行ったことの立証がない（下記 **6**（本書 14～18 頁）参照）。従って、本件選挙区割りは、上記アダムズ方式を採用する**カナダ下院の選挙区割り基準に矛盾**する。

上記のとおり、日本が諸外国の選挙制度を検討するにあたり、大統領制でかつ海外領土の選挙区を有するフランスの選挙制度^{（注1）}（但し、「各県内の選挙区間人口は平均人口から**20%以上乖離してはならない**」との制限付き）や北極圏を含む広大な国土の連邦国家であるカナダの選挙制度（但し、「選挙区人口は選挙基数の**上下 25% の範囲に収まるようにするあらゆる努力をする**」という制限付き）を参照することは的外れと言わざるを得ない。

⁶ 森哲男大阪工業大学情報科学部情報システム学科教授「我が国の選挙制度改革をアダムズ方式－議席配分の観点から－」42 頁 参照（甲 141）。

(注 1) 但し、フランスでは、2008 年に憲法が改正され、**区割りの見直しに独立委員会が関与**することになった(憲法 25 条 3 項)。また、**フランス憲法院**は 2009 年 1 月、人口の少ない県に 2 議席をする定数配分法を**違憲判断**し、爾後、**人口の少ない県には 1 議席しか配分されない**ことになっている(甲 56)。

(3) ドイツ、英国

国は、議院内閣制を採用する英国や、議院内閣制を採用し、日本同様、比例代表と小選挙区の複合選挙を行っているドイツを参照すべきであったが、それらを参照した記述は全乙号証においてない。

平成 29 (2017) 年 5 月 31 日の選挙法改正に関する委員会において、大泉淳一政府参考人(総務省自治行政局選挙部長)は、「世界の各国の議席配分の仕方」に関し、**「ドイツの場合は、選挙区委員会というものが区割りを行っておりまして、最大格差は約 1.47 倍ということになっております。」**と答弁している(乙 13 20 頁)。**大泉参考人は、ドイツ連邦議会の議席配分が政党への完全比例配分によって行われていることすら認識していないことが窺われる(上告理由書(3)第 3 部第 3、2(2)(ア)② 48 頁 参照)。**

[ドイツの場合]

繰り返しになるが、ドイツ(連邦共和国)は全議席を各党の得票数に按分して議席配分される**完全人口比例選挙**である(上告理由書(3)第 3 部第 3、2(2)(ア)② 48 頁、甲 100)。ドイツでは、2023 年に選挙法改正が行われ、ドイツ連邦憲法裁判所は 2024 年 7 月 30 日に同改正法の合憲性につき判決した(甲 64)。同判決は、「**小選挙区に地域代表の意味を持たせる規定は基本法にもこれまでの選挙法にもない**とし、立法者には州の人口比で議席配分を行う義務はないとした。」(「ドイツ連邦議会の新選挙制度―超過議席の廃止と 2025 年総選挙―」国立国会図書館レファレンス No.895 42 頁 参照)(甲 137)。

ドイツ連邦憲法裁判所は、小選挙区当選人は、小選挙区の代表者ではなく国民全体を代表するとの解釈に基づく正当な選挙の概念を判決で明確に示している。

[英国の場合]

日本同様、議院内閣制をとる英国（連合王国）では、2011 年改正法に基づき連合王国を構成する各 4 か国へ人口比例による再配分が行われた。その結果、イングランドが 10 増（改正後議席数：543）、スコットランドは 2 減（同：57）、ウェールズに至っては 8 減（同：32）となったが、最終的には民主主義の根幹をなす人口比例選挙へのコンセンサスが得られた結果となった。

各国への定数配分[●]後の各区割りに関しても、改正前は、行政区画に比べ有権者の均衡はさほど重視されなかったが、改正後は、**行政区画よりも有権者の均衡が重視され**、結果として、全 650 議席につき全国平均有権者数較差**±5%**以内の選挙区割法が 2023 年 11 月に発効し、2024 年選挙は同区割りで行われた（上告理由書(3)第 3 部第 3、2 (2) (ア) ②47～48 頁、甲 56 参照）。

英国、ドイツが採用する配分方式は、ともにサジラグ方式である。

(4) 憲法の投票価値の平等の要請に応える合理的努力の有無

ア 国は答弁書 26 頁⁷で、

「(イ)また、②都道府県内における個々の選挙区割りの決定の段階における**制約**について見ると、各都道府県内における個々の選挙区割りを定めるに際しては、市区町村を基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情及び地理的状況等についても適切に考慮する必要がある。この点については、前記第 3 の 5(1)イのとおり、令和 4 年改正に係る区画審の改定案の作成に当たり、各都道府県知事から区画審に対して

⁷ 脚注 1（本書 4 頁）

寄せられた意見の中に、分割市区町の創出をできる限り回避するよう求めるものが多数含まれていたところである。そのため、この点を考慮することにより、個々の選挙区間における投票価値の較差が、都道府県別の議席配分時の較差から更に相当程度増大することは避けられない。」(強調 引用者)

と記述する。

イ(ア)

国は、漠然と「制約」があると述べるのみで、「市区町村を基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情及び地理的状况等」をどのように考慮したかを、乙号証において、具体的に示さないまま、本件選挙区割りにおいて、**結果として 2 倍以上の較差を生じさせたことは、国会の裁量の範囲内であると主張する。**

国は、較差が一定の数値(例えば、1.999 倍)以下であれば、何らの合理的事由の立証を必要としないという立場を採り、原審判決もそれを容認している。

(イ) **しかしながら**、令和 5 年大法院判決(衆)は、一定の数値以下であれば、何らの合理的事由を必要としないとは判示していない。

令和 5 年大法院判決(衆)(甲 8) は、「選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることにな」(強調 引用者)と判示する(民集 77 卷 1 号 20 頁参照)。

(ウ) そもそも 14 の最高裁判例⁸は、「各選挙区の選挙人数又は人口数(略)と配

⁸ ①昭和 51 年最大判、②昭和 58 年最大判(衆)、③昭和 60 年最大判(衆)(甲 2)、④昭和 63 年最二判(衆)、⑤平成 5 年最大判(衆)、⑥平成 7 年最一判(衆)、⑦平成 11 年最大判

分議員定数との比率の平等が最も重要かつ基本的な基準とされるべきことは当然である」^⑧と判示するのであるから（上告理由書（3）第3部第2、II、1 41～42頁 参照）、

裁判所は、平等を実現しようとする誠実な努力にも拘わらず避けられない格差、もしくは合理的事由の立証された格差であるかの検証を行い、それらが立証された格差のみを許容するべきである（上告理由書（3）第3部第5（3）Ⅰ78頁、Karcher 判決（甲76）、Kirkpatrick 判決 参照）。

（Ⅰ）最大判平成17年9月14日（在外日本人選挙権剥奪違法確認等請求事件） は、

「憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを宣言し、国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動すると定めるとともに、43条1項において、国会の両議院は全国民を代表する選挙された議員でこれを組織すると定め、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であると定めて、国民に対し、主権者として、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を保障している。（略）以上によれば、憲法は、国民主権の原理に基づき、両議院の議員の選挙において投票をすることによって国の政治に参加することができる権利を国民に対して固有の権利として保障しており、その趣旨を確たるものとするため、国民に対して投票をする機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。憲法の以上の趣旨にかんがみれば、自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには選挙の公

（衆）、⑧平成13年最三判（衆）、⑨平成19年最大判（衆）、⑩平成23年最大判（衆）（甲3）、⑪平成25年最大判（衆）（甲4）、⑫平成27年最大判（衆）（甲6）、⑬平成30年最大判（衆）（甲7）、⑭令和5年最大判（衆）（甲8）

正を確保しつつ選挙権の行使を認めることが事実上不能ないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいえず、このような事由なしに国民の選挙権の行使を制限することは、憲法 15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項並びに 44 条ただし書に違反するといわざるを得ない。また、このことは、国が国民の選挙権の行使を可能にするための所要の措置を執らないという不作為によって国民が選挙権を行使することができない場合についても、同様である。」(強調 引用者)

と判示する (民集 59 卷 7 号 2096 頁)。

(オ) 主権者 (国民) の選挙権 (清き 1 票) を清き 0.5 票に制限することは、選挙権の制限の一つであり、「国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないといふべきである」(平成 17 年最大判 民集 59 卷 7 号 2096 頁 甲 113 参照)。

ウ 米国連邦最高裁判所における合理性の審査基準

(ア) Karcher v. Daggett (462 U.S. 725 1983) (甲 76) は、選挙区割りが、投票価値の平等 (=人口比例選挙) から乖離している場合は、選挙管理委員会が、「その乖離が合理的であること」の立証責任を負う旨判示し、被告が十分な立証を果たしていないとして当該選挙区割りを違憲と判断した原審判決を支持し、違憲判決を言い渡した (上告理由書 (3) 第 3 部第 5、5 (3) エ 78 頁、甲 76 参照)。

(イ) 同事件において、連邦最高裁 (バーガーコート) は、1983 年 3 月 2 日、口頭弁論を開き、州の代理人及び原審原告代理人の弁論を聞き、更に各判事が双方代理人に対し質疑を行った (甲 142)。

口頭弁論で原告側は、『原審判決が、

- ① 人口偏差がより小さい法案を含む、議会が検討可能な他の多くの区割り案が存在したこと、
- ② 当該選挙区再区割り法が人口偏差を最小限に抑えるための誠実な努力の必然的な結果ではなかったこと、
- ③ 書証にはこの法律に含まれる人口偏差を正当化する根拠が一切示されていないことから、

ウェスベリー判決およびその後のカークパトリック判決 (Kirpatrick v. Preisler. 394 U.S.526(1969))、ホワイト判決で**最高裁判所が示した原則**に基づき、該法律は違憲であると判示しており (甲 76 参照)、そして同判決は維持されるべきである』と主張した (甲 142 (14～15/32 頁) 対訳 18 頁下 7 行～19 頁 11 行 参照)。

同裁判では、**人口の平等を達成するための誠実な努力をしたことが立証されたか否かが最大の争点**であり、Karcher 判決は、『選挙区間の人口格差は、小差ではあるが、人口の均一化を達成するための誠実な努力がなされた結果ではないという理由で、Kirkpatrick 対 Preisler 事件 394 U.S. 526 (1969) 及び White 対 Weiser 事件、412 U.S. 783 (1973) の判例に基づき』違憲と判示した。(甲 76 和訳 4 頁 10～13 行参照)。

- (ウ) 当該区割りを違憲とした原審判決には、ジャックマン議長が人口偏差最小化案を作成したレオーク博士に宛てた**書簡が「注目すべき文書」として添付されていた**。同書簡には、「人口偏差を主要な問題として扱おうと思っているなら、あなたはばかげている。」旨の記述があった (甲 142 (29/32 頁) 対訳 35 頁下 5 行～36 頁 5 行 参照)。

(Ⅰ) 本件においても、国は、較差を生じさせた区割りを作成した事情の一つとして人口比よりも地域性をより考慮することを求める知事の意見を提出している(乙 5:①山形県 2 頁;②新潟県 8 頁;③山梨県 9 頁;④和歌山県 14 頁、等)。

投票価値の不均衡を生じさせたことが正当化されるためには、当該較差が、憲法の要求である投票価値の平等を満たすための**合理的な努力を行ったにも拘わらず生じたことを立証する必要がある**。当該立証もなく、当該知事の意見を考慮し、ある地域の有権者と他の地域の有権者の間⁹に 2 倍の較差を生じさせたとなれば、それだけで十分に違憲判断の根拠となり得る。

(オ) 米国では、**行政区画よりも有権者の均衡が重視され**、裁判所が、各選挙区間の人口の均一化を達成するための誠実な努力がなされたかの**検証**を行うという、**努力の積み重ねの結果、人口比例選挙が実現**している。

(5) 上述のとおり、大統領制又は議院内閣制に拘わらず、上記各国において、**行政区画よりも有権者の均衡がより重視され、投票価値の平等の更なる実現への努力が続けられている**。

憲法が投票価値の平等を要請する日本において、裁判所が、2 倍の較差をフリーハンドで容認する判決を止め、全選挙区間の**人口の均一化を目的とした判決を示せば**、日本でも、人口比例選挙が実現する。

(以下 余白)

⁹ 平成 23 年大法廷判決(衆)(甲 3) 参照。

6 国は、人口の均一化を達成するための合理的な努力を怠った－福岡県内の選挙区は、少なくとも 1 票較差・最大 1.382 倍

の選挙区割りが可能であった－（本書 14～18 頁）

- (1) 今井耕介米ハーバード大学政治学部統計学部教授は、ハーバード大学（ライシャワー日本研究所）の支援により、「衆議院議員選挙システムにシミュレーションアルゴリズムを活用した研究プロジェクト」を立ち上げ、アルゴリズムを活用した衆議院小選挙区の区割り改定案を公表している（[甲 143](#)、[甲 144 の 1～2](#)）。
- (2) 今井教授は、米連邦裁判所や州の最高裁での区割り訴訟で専門家証言を行った実績がある。
- (3) 同研究プロジェクトによれば、2022 年 7 月現在、令和 2 年国勢調査人口において、**福岡県内の選挙区は、少なくとも 1 票較差・最大 1.382 倍の選挙区割りが可能であった**（[甲 144 の 3](#)）。
- (4) 同研究プロジェクトのアルゴリズム改定案（「福岡県」）（[甲 144 の 3](#)）は、下記**ア**の衆議院議員選挙区画定審議会が策定した「区割り改定案の作成方針」条件を考慮し、下記**イ**記載のアルゴリズム設定で行われた（https://github.com/alarm-redist/japan/blob/malapportionment/analyses/40_fukuoka/40_fukuoka_hr_2020_doc.md）。

ア 衆議院議員選挙区画定審議会が策定した「区割り改定案の作成方針」

今井研究グループのウェブサイトからの転載

[https://github.com/alarm-](https://github.com/alarm-redist/japan/blob/malapportionment/analyses/40_fukuoka/40_fukuoka_hr_2020_doc.md)

[redist/japan/blob/malapportionment/analyses/40_fukuoka/40_fukuoka_hr_2020_doc.md](https://github.com/alarm-redist/japan/blob/malapportionment/analyses/40_fukuoka/40_fukuoka_hr_2020_doc.md)

衆議院議員選挙区画定審議会が策定した「[区割り改定案の作成方針](#)」では、以下のよう
な条件が定められている。

- 2020 年国勢調査に基づく各選挙区の日本人人口（総人口-外国人人口）は、鳥取 2 区の日本人人口の 2 倍未満とする
- 市区町村は原則として分割しない
- 郡は可能な限り分割しない
- 自然的社会的条件を考慮

- 飛び地をもつ選挙区は設けない
- なお、「区割り改定案の作成方針」では明文化されていないものの、以下のことを考慮し、市区町村を 3 つ以上の選挙区に分割することは回避すべきとされていると解釈した。
- 現行の区割りにおいて市区町村が 3 分割されている例は、市区町村合併により合併後の市区町村が 3 分割されることとなったものである
 - 平成 29 年の区割り改定時、東京都知事が市区町村の 3 分割を回避するように求め、それが採択された

(注)「区割り改定案の作成方針」(乙 6 の 1 資料 9)

イ 設定されたアルゴリズム

今井研究グループのウェブサイトからの転載

[https://github.com/alarm-](https://github.com/alarm-redist/japan/blob/malapportionment/analyses/40_fukuoka/40_fukuoka_hr_2020_doc.md)

[redist/japan/blob/malapportionment/analyses/40_fukuoka/40_fukuoka_hr_2020_doc.md](https://github.com/alarm-redist/japan/blob/malapportionment/analyses/40_fukuoka/40_fukuoka_hr_2020_doc.md)

各選挙区の人口：(県内の日本人人口 / 選挙区数) ±25%

市区町村を基本の単位として扱う

ただし、**現状の区割りにおいて分割されている市区町村については、シミュレーションにおいても分割を許容し、国勢調査における小地域を基本の単位として扱う**

現状の区割りにおいて分割されている市区町村は、福岡市南区と城南区

市区町村の分割数の制限 (add_constr_splits) と、市区町村の複数選挙区への分割の制限(add_constr_multisplits) をそれぞれを設定

郡の分割は、現行の区割りにて分割されている場合のみ許容

離島は、航路で結ばれている本土の市区町村と同一の選挙区にする

逐次モンテカルロ法(SMC)による 4 つの独立したシミュレーションにより、区割り改定案を 40,000 作成

以下の案を棄却し有効な案を選定

市区町村が 3 つ以上の選挙区に分割される案

現状の区割りにおいて分割されていない郡・市区町村が分割される案

有効な案の中から 5,000 の案を無作為に抽出

福岡県特有の設定

以下の市区及び郡の島嶼部は、本島の当該市区及び郡に隣接しているものとして扱った

北九州市若松区

北九州市小倉北区

北九州市小倉南区

福岡市中央区

福岡市西区

大牟田市

宗像市

福津市

糸島市

京都郡

(5) 現行の選挙区割り (①) 及びアルゴリズム改定案 (②):

① 令和 4 年勧告の区割り (県内較差: 最大 1.871 倍)

最大選挙区 (第 1 区): 558,032 人、最小選挙区 (第 11 区): 298,262 人

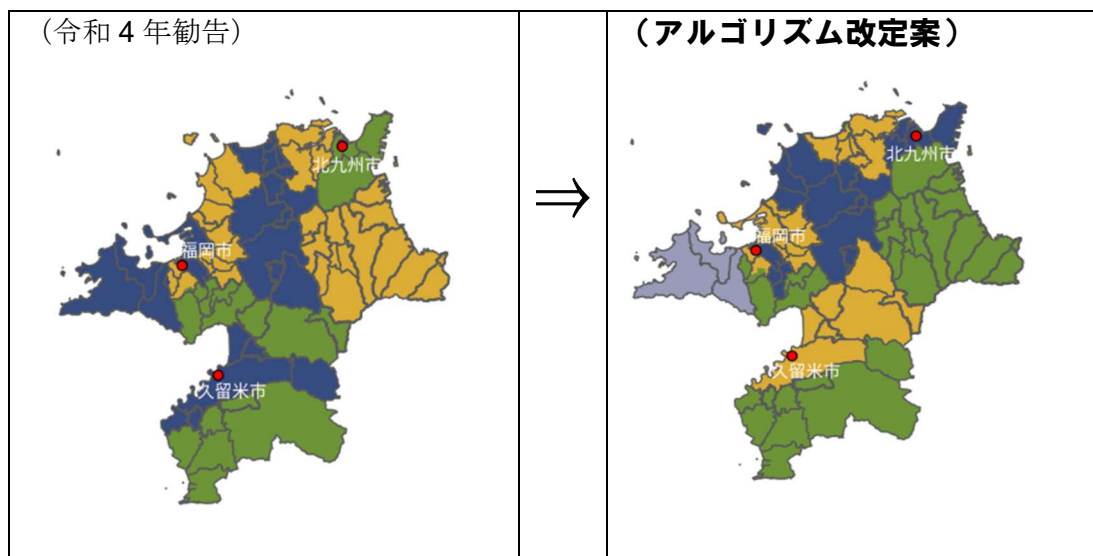
福岡県	R2 日本国民の人口	選挙区	令和 2 年国勢調査人口 (乙 8, 8 頁)
福岡県	5,580,318	福岡県第 1 区	558,032
北九州市	958,214	福岡県第 2 区	547,664
戸畑区	86,144	福岡県第 3 区	542,855
若狭区	78,445	福岡県第 4 区	452,271
小倉区	178,808	福岡県第 5 区	547,406
小倉東区	207,287	福岡県第 6 区	448,327
八幡東区	84,081	福岡県第 7 区	338,364
八幡西区	347,286	福岡県第 8 区	407,120
福岡市	1,589,488	福岡県第 9 区	447,665
東区	312,280	福岡県第 10 区	480,549
博多区	245,102	福岡県第 11 区	298,262
南区	201,859		
中央区	285,154		
東区	125,152		
南区	121,709		
西区	118,805		
大牟田市	110,819		
小牟田市	300,421		
大牟田市	58,646		
福岡市	45,802		
福岡市	63,841		
八幡市	60,172		
福岡市	46,232		
大牟田市	32,770		
戸畑市	73,889		
若狭市	24,056		
小倉市	40,030		
中野市	84,051		
佐賀野市	102,778		
春日市	112,287		
大野城市	191,380		
大野城市	86,289		
大野城市	72,719		
大野城市	59,200		
福岡市	88,638		
大野城市	37,740		
大野城市	25,836		
大野城市	32,515		
大野城市	48,815		
大野城市	38,651		
大野城市	81,717		
大野城市	48,827		
大野城市	221,258		
大野城市	80,623		
大野城市	21,846		
大野城市	21,254		
大野城市	12,776		
大野城市	12,505		
大野城市	13,700		
大野城市	18,889		
大野城市	71,427		
大野城市	85,212		
大野城市	30,787		

出典: 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告
区割り図 令和 4 年 6 月 16 日 衆議院議員選挙区画定審議会
https://www.soumu.go.jp/main_content/000820206.pdf より

② アルゴリズム改定案 (県内較差: 最大 1.381 倍) (甲 144 の 3)

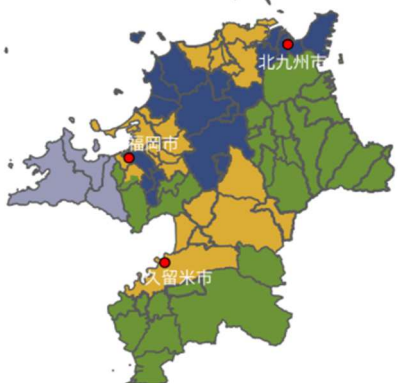
最大選挙区 (第 3 区): 544,188 人、最小選挙区 (第 4 区): 393,873 人

(i) 区割り図



出典: https://alarm-redist.org/japan/analyses/40_fukuoka/

(ii) アルゴリズム改定案による各選挙区の内訳は、以下のとおりである。

 出 典 : https://alarm-redist.org/japan/analyses/40_fukuoka/	選挙区	令和 2 年国勢調査人口 (*1)
	福岡県第 1 区	412574
	福岡県第 2 区	456661
	福岡県第 3 区	544188 (最大)
	福岡県第 4 区	393873 (最小)
	福岡県第 5 区	457292
	福岡県第 6 区	418659
	福岡県第 7 区	505859
	福岡県第 8 区	490201
	福岡県第 9 区	462370
	福岡県第 10 区	400187
	福岡県第 11 区	526651

(*1) 今井教授ら研究プロジェクトサイトより

- https://github.com/alarm-redist/japan/blob/malappportionment/analyses/40_fukuoka/40_fukuoka_hr_2020_doc.md
- 40_fukuoka_hr_2020_stats.csv: 区割り改定案の元での選挙区ごとの日本人人口（総人口-外国人人口）をまとめたファイル。

各選挙区の市町村名一覧表（上告人代理人作成）

第 1 区 (412,574 人)	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、うきは市、みやま市、三潴郡、八女郡
第 2 区 (456,661 人)	福岡市博多区、春日市、大野城市
第 3 区 (544,188 人)	福岡市東区、糟屋郡
第 4 区 (393,873 人)	北九州市門司区、北九州市戸畑区、北九州市小倉北区、北九州市八幡東区
第 5 区 (457,292 人)	北九州市若松区、北九州市八幡西区、中間市、遠賀郡
第 6 区 (418,659 人)	福岡市中央区、福岡市南区（塩原、清水、玉川町、大楠、那の川、市崎、高宮、多賀、平和、大池、寺塚、長丘、柳河内、長住、西長住、皿山、大字檜原、檜原、大平寺、花畑、若久団地、若久、野間、向野、向新町、三宅、和田、筑紫丘、大橋、大橋団地、南大橋、臼佐、柳瀬、弥永、弥永団地、井尻、折立町、横手、横手南町、的場、五十川、高木
第 7 区 (505,859 人)	北九州市小倉南区、田川市、行橋市、豊前市、田川郡、京都郡、築上郡
第 8 区 (490,201 人)	久留米市、小郡市、嘉麻市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
第 9 区 (462,370 人)	直方市、飯塚市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡
第 10 区 (400,187 人)	福岡市南区（大字柏原、柏原、屋形原、中尾、鶴田、野多目、老司、警弥郷）、福岡市城南区（鳥飼、別府、別府団地、城西団地、茶山、荒江、荒江団地、飯倉、田島、友丘、友泉亭、長尾、樋井川、宝台団地、堤、

	堤団地、神松寺、片江、大字片江、大字東油山、東油山、南片江、西片江、七隈、金山団地、梅林、大字梅林、干隈、松山)、筑紫野市、太宰府市、那珂川市
第 11 区 (526,651 人)	福岡市西区、福岡市早良区、糸島市

(*1) 今井教授ら研究プロジェクトサイト／40_fukuoka_hr_2020_stats.csv: 区割り改定案の元での選挙区ごとの日本人人口(総人口-外国人人口)をまとめたファイルより作成(甲 144 の 4)。

- (6) 上記(5)に示すとおり、**本件選挙区割りのルールに準じた**アルゴリズムを用いて、令和 2 年大規模国勢調査人口に基づく福岡県内の各選挙区につき、1 票較差・**1.382 倍とする**選挙区割り改定案が策定可能であった(甲 144 の 2 ～3)。

当該事実があるにも拘わらず、被上告人は、【1 票較差 2 倍の本件選挙区割り、**「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有しているといえる」**(令和 5 年大法廷判決(衆)民集 77 卷 1 号 20 頁) こと】を主張立証していない。

よって、同福岡県各選挙区の選挙は**違憲**である。当該**違憲**の瑕疵は、本件選挙全体に及ぶので、本件選挙全体が**違憲**である(上告理由書(3)第 3 部第 1、3 24 頁参照)。

- (7) なお、同研究グループが 2022 年に発表した福岡県内の区割り改定案は、「各選挙区の人口:(県内の日本人人口/選挙区数)±25%」設定のもと、最大較差は 1.382 倍の試案が導き出された(甲 144 の 3)。同教授は、現在はアルゴリズムが進化してさらに格差が小さい区割り案が導出できると述べられる。

(以下 余白)

Ⅱ 【国会の裁量権については、憲法 47 条の^{●●●●●●●●●●}解釈基準たる前文第 1 項第 2 文（信託）の末尾（「その（＝国政の^{引用者注}）福利は国民がこれを享受する。」）に基づいて^{●●●●●●●●●●}解釈・判断されるべきである。

過疎地同士の有権者個人・個人間での投票価値の較差・2 倍（1 票対 0.5 票）は、「国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有する」とはいえず、**憲法 47 条に違反する**】（本書 19～20 頁）

1 平成 7 年、国会で、政府委員（大出峻郎内閣法制局長官）が、【憲法前文が憲法本文の各条項の解釈基準の一つであること】を認めている。従って、【前文第 1 項第 2 文（信託）が、**憲法本文各条の解釈基準であること**】については、上告人・被上告人間で、**争いがない**（上告理由書(3) 第 3 部第 2、12 30 頁 参照）。

2 平成 25（2013）年大法廷判決（衆）は、『（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法は、「多くの議員」の「身分にも直接関わる事柄」である』旨判示している（民集 67 卷 8 号 1524 頁 上告理由書(3) 第 3 部第 2、112(2) 43 頁 参照）。

即ち、平成 25（2013）年大法廷判決（衆）は、『「多くの議員」が、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定立法（＝国政）から生じる福利について、**利害関係を有している**』旨判断している。

【「多くの議員」が、（投票価値の較差の変更を伴う）選挙区割規定の立法（＝国政）から生じる福利（＝利益）について、**利害関係を有していること**】は、憲法前文第 1 項第 2 文末尾（「その福利は国民がこれを享受する。」）に反する。

2 1個の国政選挙につき、上記 1 記載のとおり、**6 高裁判決**が『**本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く**』旨判示し、かつ**6 高裁判決**が『**投票価値の平等が憲法の要求である**』旨判示（人口比例選挙判決）したことは、**日本史上初**である。

3 2025 年、1個の国政選挙について、各 **6 高裁判決**が上記 1 記載の判決を言渡したことにより、1945 年（終戦）以降 81 年経過して、ようやく、**非人口比例選挙の国会議員主権国家**から脱皮して、人口比例選挙の**国民主権国家**（＝有権者が、その投票の過半数で、国会議員を通じて首相を決定する国家）の誕生に向けて、**歴史が動き始めた可能性がある**（上告理由書(3)第 2 部 4～21 頁参照）。

IV 【「三段階の判断枠組み」が由来する「司法権と立法権との関係」の**前提**（＝現状の憲法秩序が維持継続するという**前提**）が**崩壊した**】

（本書 21～24 頁）

1 (1) 選挙制度の合憲性審査の「三段階の判断枠組み」が由来する「司法権と立法権との関係」の**前提**とは、「三段階の判断枠組み」の「各段階毎に、司法による一定の判断が示され、国会がこれを踏まえて所要の適

切な是正の措置を講ずる」(平成 25 年大法廷判決(衆) 参照)という仕組みの**前提**(＝現状の憲法秩序が維持継続するという**前提**)である。

(2) 2026 年 4 月 12 日、現首相は、自民党大会で、(上記 **6 高裁判決**が『**本件選挙が正当な選挙であることに疑問符が付く**』旨判示した) 2025 年参院選の当選議員の投票を見込んだ上で、『来春に憲法改正の国会発議を予定する』旨発言した(甲 132)。

(3) **現首相の同発言**及び爾後の当該発言に沿った内閣、自民党等の議員の国会活動により、選挙制度の合憲性審査の「**三段階の判断枠組み**」の**前提**が**崩壊した**。

(4) 当該前提が崩壊したので、裁判所は、「三段階の判断枠組み」の選挙制度審査方法は採用すべきでない(上告理由書(3) 第 3 部第 6 91～94 頁)。

(5) 選挙が違憲と判断された場合、裁判所は、下記 **2(1)** 記載の**昭和 60(1985)年大法廷判決(衆)**の違憲無効か否かの判断基準(判例)に

拘束されて、選挙が違憲無効と判決されるか否かを判断することになる。

2 裁判官は昭和 60(1985)年大法廷判決(衆)の先例に拘束される：

(1) **昭和 60(1985)年大法廷判決(衆)**は、

「たとえ当該訴訟において議員定数配分規定が違憲と判断される場合においても、これに基づく選挙を**常に無効とすべきものではない**。すなわち、違憲の議員定数配分規定によって選挙人の基本的権利である選

挙権が制約されているという不利益など**当該選挙の効力を否定しないことによる弊害**、右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ**憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合**、その他諸般の事情を総合考察し、いわゆる事情判決の制度（略）の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、**選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得る**ものと解すべきである（昭和五一年大法廷判決 参照）。」（強調 引用者）

と判示する（上告理由書(3)第3部第5、7 83～87 頁 参照）。

(2) 昭和 60（1985）年大法廷判決（衆）の、当該「選挙が**違憲無効**か否か」についての**判断基準（判例）**（即ち、上記(1)の**判断基準**）は、現在に至る迄、判例変更されることなく、**そのまま、判例として維持・存続している**。

(3) **比例代表選出議員が、各院の定足数を満たす（即ち、憲法の予定しない不都合は生じない）**：

ア 昭和 60（1985）年当時、衆院選は、中選挙区選挙のみの 1 本立てであった。

イ 現在は、衆院選は、小選挙区選挙と比例代表選挙の 2 本立てである。

衆院議員（小選挙区）・289 人全員が当選無効となった場合、衆院比例代表議員・176 人が衆院・定足数・155 人を満たすので、衆院は、**「憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合」は全く発生することなく、衆院比例代表議員・176 人が国会活動を通常どおり行うことができる**。（即ち、衆院は、憲法の選挙人の投票価値の平等の要求に従った、新たな選挙制度立法の決議を行うことも出来る。）（上告理由書(3)第3部第

5、7(3) 88～89 頁 平成 27 年大法廷判決（衆）（甲 6）鬼丸かおる判示反対意見 参照）

(4) よって、2026 年衆院選挙は、上記 **I - II**（本書 1～20 頁）のとおりに **違憲**であるところ、上記 (3) 記載のとおりに、「**憲法の予定しない事態が現出することによってもたらされる不都合**」は全く発生しないので、
裁判官は、上記 (1)（本書 22～23 頁）記載の昭和 60(1985)年大法廷判決（衆）の判例 **に拘束されて**、憲法 99 条（裁判官の憲法尊重擁護義務）に基づき、『当該選挙は **違憲無効**である』旨判決する義務を負う。

V 【裁判官は、憲法を守るゴールキーパー】

（憲法 99 条（裁判官の憲法尊重擁護義務））（本書 24～26 頁）

1 2026 年 2 月 20 日、米連邦最高裁は、（連邦議会の承認なく発した、関税の大統領令を **違憲無効**と判決した）米連邦地裁判決及び米連邦高裁判決を支持した（裁判対象金額・約 1330 億ドル〈約 21 兆円〉）（甲 127）。

米政府によれば、還付総額は利息を除いて 1,660 億米ドル（26 兆円）になり、4 月の手続き開始後 1 か月半でおおよそ半分（13 兆円）の還付が受理された（甲 138）。

米連邦最高裁は、**憲法を守るゴールキーパー**（憲法の守護神）の行動をした。

2 (1) 2018 年、ロバーツ米連邦最高裁首席判事（現職）は、ミネソタ大学ロースクールの公開講演会で、

「米連邦大統領と米連邦議会は、国民のために発言する。

**裁判所は、国民のために発言しない。
裁判所は、憲法のために発言する。」**

と述べた（上告理由書(3)第3部第5、4 73～74 頁 参照）。

(2) ロバーツ米連邦最高裁首席判事のこの言葉は、【裁判所が、憲法を守る
ゴールキーパー（憲法の守護神）であること】を的確に指摘する。

3 (1) 【裁判所が憲法を守る**ゴールキーパー**であること】は、米国でも、
（日本国憲法 81 条が「**裁判所の違憲立法審査権**」を定め、99 条が「**裁判官の憲法尊重擁護義務**」を定める）日本でも、同じである。

(2) 現内閣及び自民党議員等の国会活動の現状からみて、（上記Ⅲ1（本書 20 頁）
の 6 高裁判決が『**正当な選挙であることに疑問符が付く**』旨判示した）2025
年参院選（選挙区）で当選した議員が、来春の憲法改正の国会発議で投票する
ことが予想される（甲 132 参照）。

(3) ア **裁判官**は、**憲法99条(裁判官の憲法尊重擁護義務)**、
98条1項、81条、76条3項、56条2項、1条、前文第1項第1文前段、
同第2文に基づき、『2025 年参院選（選挙区）は**違憲無効**である』旨
判決し、**憲法を守るゴールキーパー**として、（上
記Ⅲ1（本書 20 頁）の**6 高裁判決**が『**正当な選挙であることに**

疑問符が付く』旨判示した）2025 年参院選（選挙区）の当選議員
が、憲法改正の国会発議で**投票する**という

前代未聞の憲法 96 条 1 項違反を 止める義務がある。

イ 別言すれば、裁判官は、**憲法99条、98条1項に基づき**、上記ア
に示したとおり、**憲法を守るゴールキーパー**として、上記Ⅰ
及びⅡ（本書1～20 頁）に示すとおり、本件選挙が**違憲**である以上、『**本件選挙**
は、**違憲無効**である』旨判決する**義務を負う**。

Ⅵ 【民主主義は人口比例選挙（1 人 1 票 選挙）／5 主要民主主義国（米、独、仏、 英、韓）は人口比例選挙又は概ね人口比 例選挙で行政権の長を選んでいる。 日本の非人口比例選挙は、異質で ある。】（本書 26～30 頁）

1 行政権の長（首相、大統領）を決定する選挙

行政権の長（首相、大統領）を決定する選挙について言えば、6 主要民主主義
国家（米、独、仏、英、韓、日）の中、日本だけ投票価値格差・2～3 倍の**非**人
口比例選挙であるところ、他の 5 か国（米、独、仏、英、韓）は、全て人口比
例選挙又は概ね人口比例選挙である。

較差・2～3 倍の**非**人口比例選挙の日本の選挙制度は、上記の他の 5 か国のそれらと比べて「**きわめて異質**」であり、**世界標準**の方法から**逸脱**しているといわざるを得ない。」(強調 引用者) (衆議院議員選挙区画定審議会会長 (当時) 川人貞史〈元東京大学教授〉『日本の選挙制度と 1 票の較差』215 頁 (東京大学出版会 2024) 参照) (**上告理由書 (3) 第 3 部、第 3、1** 45～46 頁)。

2 日本の国民一人当たり「平均賃金」

1992～2020 年の 29 年間の国民一人当たり「平均賃金」(Average Wage) (但し、購買力平価) の値の推移は、下記**表 1**のとおりである (OECD の公表データ 日本政府は、同公表データに異議を申し立てていない)。

国民一人当たり「平均賃金」を見ると、同期間で、日、韓、米、英、仏、独の 6 か国 (ただし、いずれも、OECD 加盟国) のなかで、**日本だけが**、僅か 2%増加の**水平状態**で、**他の 5 か国は、すべて右肩上がり**であり、他の 5 か国中最低の独国ですら、26%増加である。

日本の国民一人当たり「平均賃金」は、**絶対額**でも、6 か国のうちの**最低**で、38,515 米ドル (ただし、韓国は 41,960 米ドル) である (**上告理由書 (3) 第 3 部、第 3、2 (4)** 50～51 頁)。

表 1 (6 か国／国民一人当たり平均賃金)

	1992 年平均賃金 (A)	2020 年平均賃金 (B)	1992 年から 2020 年の推移 (B÷A) x 100%
米	48,389 米ドル	69,392 米ドル	143.4%
独	42,562 米ドル	53,745 米ドル	126.2%
英	33,306 米ドル	47,147 米ドル	141.5%
仏	35,577 米ドル	45,581 米ドル	128.1%
韓	23,796 米ドル	41,960 米ドル	176.3%
日	37,483 米ドル	38,515 米ドル	102.7%

3 全世界の GDP の中の日本のシェア

全世界の GDP の中の日本のシェアは、1995 年に、**18%**であったが、2023 年に、**4%に激減した**（第 216 回国会 石破内閣総理大臣所信表明演説、甲 81 の 1～3 参照）。

これは、**国難**である（上告理由書(3)第 3 部、第 3、2(1)46 頁）。

4 人口比例／概ね人口比例の国政選挙の国で、主権者（国民）の投票数の 49%の得票者が大統領に当選しなかった 5 か国とドイツと日本（本書 28～30 頁）

(1) [米国] 2024 年 11 月 **米連邦大統領選**（概ね人口比例選挙）（甲 133）

1 位 トランプ氏 **50.8%**（77,302,580 票）

2 位 ハリス氏 49.2%（75,017,613 票）

（但し、相対的得票率）

投票率： **64.1%**

(2) [韓国] 2022 年 3 月 **韓国大統領選**（人口比例選挙）（甲 73）

1 位 尹 錫悦氏 **50.4%**（16,394,815 票）

2 位 李 在明氏 49.6%（16,147,738 票）

（但し、相対的得票率）

投票率： **77.1%**

(3) [ブラジル] 2022 年 10 月 **ブラジル大統領選**（人口比例選挙）（甲 134）

1 位 ルーラ氏 **50.90%**（60,345,999 票）

2 位 ボルソナーロ氏 49.10%（58,206,354 票）

投票率： **79.4%**

(4) [ペルー] 2026 年 6 月 **南米ペルー大統領選**（人口比例選挙）（甲 135）

1 位 ケイコ・フジモリ氏 **50.1%**（9,223,396 票）

2 位 サンチェス氏 49.9%（9,173,755 票）

投票率： 71.8%

(5)[コロンビア] 2026 年 6 月 **コロンビア大統領選**(人口比例選挙)(甲 136)

1 位 アベラルド・デラエスプリエジャ氏 **50.5%** (12,959,542 票)

2 位 イバン・セペダ氏 49.5% (12,708,712 票)

(但し、相対的得票率)

投票率： 62%

(6)[ドイツ] 2025 年ドイツ連邦議会選挙では、与党である CDU/CSU 及び SPD の 3 党が総投票数^{*2}の **52%**を得票し、**52%**の議席を獲得した(甲 80、甲 137)。

投票率： 82.5%

	獲得議席 (割合) (全 630 議席中)	得票数 (得票率) (全 42,833,356 票中) ^{*2}
与党	328 (52.%)	22,309,526 (52%)
CDU/CSU	208 (33%)	14,160,402 (33%)
SPD	120 (19%)	8,149.124 (19%)

^{*2} 5%阻止条項の適用あり。

(7)[日本]

- ① 2025 参院選では、比例区で、与党（自民・公明）が総投票数の 30.4%の得票であるにも拘わらず、全 125 議席中、37.6%の 47 議席を獲得した（上告理由書(3)第 3 部第 4、1(1)(オ)（同書 57 頁）、甲 24 参照）。

2025 年参院選

獲得議席	議席獲得率 (選挙区+比例区) (全 125 議席中)	得票数 (比例区)	得票率 (比例区) (全 59,185,396 票中)
与党 47	37.6%	18,018,876	30.44%
自民 39	31.2%	12,808,306	21.64%
公明 8	6.4%	5,210,569	8.80%

投票率 58.5%

- ② 2026 衆院選では、比例区で、与党（自民・維新）が総投票数の 45.4% の得票であるにも拘わらず、全 465 議席中、75.7% の 352 議席を獲得した（上告理由書(3) 第 3 部第 4、1 (1) (カ)（同書 58 頁）、甲 124 参照）。

2026 年衆院選

獲得議席	議席獲得率 (選挙区+比例区) (全 465 議席中)	得票数 (比例区)	得票率 (比例区) (全 57,259,957 票中)
与党 352	75.7%	25,969,470	45.35%
自民 316	68.0%	21,026,140	36.72%
公明 36	7.7%	4,943,330	8.63%

投票率 56.3%

上記①、②の日本の国政選挙の各事実は、上記 4 か国の国政選挙（大統領選）及びドイツの国政選挙（首相決定）比べて、**異次元の差異**である。

（以下 余白）

第 2 部

【アダムズ方式は、各都道府県間の人口較差 1.679 倍（令和 2 年大規模国勢調査時人口基準）を示すにすぎない等）】

（本書 31～33 頁）

1 下記(1)～(6)に示すとおり、各選挙区間の人口較差 **2 倍未満**（衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下、「区画審設置法」）3 条 1 項）は、各都道府県間の議員定数配分方式たるアダムズ方式の人口較差・**1.679 倍**（令和 2 年大規模国勢調査時人口基準）（答弁書 16 頁下 3～末行、乙 8 の 13 頁 参照）とは**全く無関係に**、憲法の条規の根拠なく、国会がその裁量で設定したものでしかなく、（被上告人らが各都道府県間の人口比例の議員定数配分方式の一つと主張する）アダムズ方式の採用をもって、同人口較差 **2 倍未満基準**（区画審設置法 3 条 1 項）の合憲性を正当化できない。

(1) 令和 7 年最二小判（衆）は、「(略) 各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行った上、選挙区間の人口の較差が 2 倍未満となるように区割りをして、その改正案を作成する」と判示する（同判決文 4 頁 甲 128）。

(2) 各都道府県間の定数配分の方式であるアダムズ方式によれば、
「令和 2 年の大規模国勢調査時の人口を基準とした各都道府県間の議員一人当たりの最大較差は、**1.679 倍**」である（原審東京高裁（行ケ）3 号被告ら令和 8 年 4 月 7 日答弁書 16 頁、乙 8 13 頁）。

(3) 上記(2)に示すとおり、アダムズ方式は、令和 2 年の大規模国勢調査時の人口を基準とした、各都道府県間の議員一人当たりの最大較差・**1.679 倍**を

導くに止まり、選挙区間格差・最大較差・2倍未満を導くものではない。

- (4) よって、令和7年最二小判（衆）（甲128）は、選挙区間格差・最大・2倍未満の根拠をアダムズ方式ではなく、専ら、区画審設置法3条1項から導いている。

同区画審設置法3条1項は、憲法ではなく、憲法の下位に位置する法律である（憲法98条1項）。

即ち、法律（区画審設置法3条1項）は、憲法98条1項に基づき、憲法の条規に劣後する。

- (5) 上告人らが、原審で、憲法1条、56条2項、43条、44条、13条、15条、前文第1項第1文前段、中段、前文第1項第2文違反である、と憲法上の根拠を示した上で、『本件選挙は、違憲無効である』旨主張したにも拘らず、原審は、上告人らの当該主張に対して、一切答えないまま、最大較差・2倍基準の憲法上の理由を何ら示すことなく、区画審設置法3条1項の2倍基準のみによって、『最大較差・2.097の本件選挙は、合憲である』旨判示した。

かかる原審判決は、憲法76条3項（「すべて裁判所は、（略）この憲法及び法律にのみ拘束される。」）及び憲法98条1項（最高法規）に違反して判決したものである。

- (6) 【原審が、上告人らの上記(5)の憲法の定めに基づく主張に一切答えないまま、憲法上の根拠を一切示すことなく、憲法の下位に位置する区画審設置法3条1項を根拠として、『最大較差・2.097の本件選挙は、合憲である』旨判示すること】は、憲法76条3項、98条1項の予定しないことであり、憲法76条3項、98条1項違反である。

2 投票価値の平等が憲法の要請である以上、少なくとも、前回の令和6年10

月 27 日の衆議院議員選挙の選挙日当日における選挙人数が分っているの
るから、この選挙人数で区割りを決めるべきである。

それにも拘わらず、本件選挙区割りが、令和 2 年国勢調査の人口によって
いるのは、**違憲**である。

- 3** アダムズ方式による選挙区割（正確には都道府県別の選挙区数）は**違憲**で
ある。アダムズ方式による選挙区割りは、人口比例によるもの（但し、除数
〈=428,178.68166=123,743,639 [日本国民の人口] ÷ 289 [議員定数]〉
に基づいて計算して得た値）と比較して 8 増 8 減が必要なものである。
（別表参照）

尚、令和 2（2020）年国勢調査人口（発表時）に基づく、和田淳一郎横浜
市立大学教授による各方式（但し、アダムズ方式、サンラグ方式等を含む）
の定数配分試算は、甲 62 の 2のとおりである（和田『一票の平等の政治経
済学 一人一票の投票価値の平等を追求する』巻末資料（勁草書房 2024）。

サンラグ方式と上記平均人口による人口比例配分の配分差は、千葉県選挙
区（サンラグ方式による配分議席：15 議席、人口比例四捨五入による配分議
席：14 議席）と宮崎県（サンラグ方式による配分議席：2 議席、人口比例四
捨五入による配分議席：3 議席）のほかは、同一である。

以上

(別表1)

都道府県	令和 2 年 日本国民の 人口	アダムズ方式		人口比例による			サンラ グ方式
		除数 = 466,000 で各 都道府県の人口を除 した場合		除数=428,179 で各都 道府県の人口を除し た場合		アダム ズ方式 との過 不足	
		商	商 の 小 数 点 以 下 を 切 り 上 げ た数	商	商 の 小 数 点 以 下 を 四捨五入		
北海道	5,190,293	11.138	12	12.122	12		12
青森県	1,232,575	2.645	3	2.879	3		3
岩手県	1,203,597	2.583	3	2.811	3		3
宮城県	2,282,543	4.898	5	5.331	5		5
秋田県	955,851	2.051	3	2.232	2	-1	2
山形県	1,060,878	2.277	3	2.478	2	-1	2
福島県	1,820,284	3.906	4	4.251	4		4
茨城県	2,809,190	6.028	7	6.561	7		7
栃木県	1,895,738	4.068	5	4.427	4	-1	4
群馬県	1,885,678	4.047	5	4.404	4	-1	4
埼玉県	7,183,326	15.415	16	16.776	17	1	17
千葉県	6,142,303	13.181	14	14.345	14		15
東京都	13,564,222	29.108	30	31.679	32	2	32
神奈川県	9,041,802	19.403	20	21.117	21	1	21
新潟県	2,186,244	4.692	5	5.106	5		5
富山県	1,018,488	2.186	3	2.379	2	-1	2
石川県	1,118,841	2.401	3	2.613	3		3
福井県	753,067	1.616	2	1.759	2		2
山梨県	795,981	1.708	2	1.859	2		2
長野県	2,016,520	4.327	5	4.710	5		5
岐阜県	1,929,763	4.141	5	4.507	5		5
静岡県	3,547,156	7.612	8	8.284	8		8
愛知県	7,311,046	15.689	16	17.075	17	1	17
三重県	1,725,533	3.703	4	4.030	4		4
滋賀県	1,384,906	2.972	3	3.234	3		3
京都府	2,525,645	5.420	6	5.899	6		6

大阪府	8,629,004	18.517	19	20.153	20	1	20
兵庫県	5,377,722	11.540	12	12.560	13	1	13
奈良県	1,312,968	2.818	3	3.066	3		3
和歌山県	916,555	1.967	2	2.141	2		2
鳥取県	549,097	1.178	2	1.282	1	-1	1
島根県	662,896	1.423	2	1.548	2		2
岡山県	1,863,316	3.999	4	4.352	4		4
広島県	2,751,969	5.906	6	6.427	6		6
山口県	1,327,681	2.849	3	3.101	3		3
徳島県	714,526	1.533	2	1.669	2		2
香川県	939,390	2.016	3	2.194	2	-1	2
愛媛県	1,323,682	2.841	3	3.091	3		3
高知県	687,307	1.475	2	1.605	2		2
福岡県	5,068,515	10.877	11	11.837	12	1	12
佐賀県	805,502	1.729	2	1.881	2		2
長崎県	1,304,001	2.798	3	3.045	3		3
熊本県	1,723,710	3.699	4	4.026	4		4
大分県	1,113,684	2.390	3	2.601	3		3
宮崎県	1,063,102	2.281	3	2.483	3		2
鹿児島県	1,578,219	3.387	4	3.686	4		4
沖縄県	1,449,323	3.110	4	3.385	3	-1	3
全国	123,743,639		289	289.000	289	0	289